

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーンビル1F Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907

e-mail: office@peacedepot.org http://www.peacedepot.org f https://www.facebook.com/peacedepot.org/

主筆■梅林宏道 編集長■湯浅一郎 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

ピースデポ、朝鮮半島非核化へ熟慮と行動

1. 外務大臣への要請
2. 非核化合意履行：市民の監視プロジェクト開始

ピースデポは、南北朝鮮の板門店宣言(4月27日)と米朝首脳シンガポール共同声明(6月12日)を基礎として進行している、朝鮮半島の非核化と平和構築の外交プロセスに、日本の調査・情報型NGOとして如何に貢献できるかを熟慮してきた。過去の北朝鮮の非核化を巡る国際的努力——例えばKEDO(朝鮮半島エネルギー開発機構)プロセスや6か国協議——の失敗が、すべて北朝鮮の約束違反のせいであるというような誤った世論が形成されてきたことを考えると、現在のプロセスの成功のためには、公正な情報に基づく公正な世論形成が重要であろう。本誌552号の冒頭記事でも述べたような趣旨で、いよいよ2つの行動が行われたので、ここに紹介する。



非核化合意履行・監視プロジェクト

Citizens' Watch for a Fair Implementation of Korean Peninsula Denuclearization Agreements

ホーム プロジェクトについて English Korean

2018年11月14日 木曜日

監視報告 No.1

監視報告 No.1

はじめに

この「監視報告」は、NPO法人ピースデポによるプロジェクト「北東アジア非核兵器地帯へ：朝鮮半島非核化合意の公正な履行に関する市民の監視活動」(略称：非核化合意履行・監視プロジェクト)が発行する不定期刊行物である。概ね3週間に1回発行される。予約者にメールマガジンとして発信されると同時に、下記ウェブサイトに掲載される。
<https://nonukes-northeast-asia-peacedepot.blogspot.com/>

現在、2つの首脳合意、すなわち、韓国と朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)首脳による板門店宣言(2018年4月27日)【建1】と米朝首脳によるシンガポール共同声明(同年6月12日)【建2】によって、朝鮮半島において大きな変化が起ころうとしている。南北は朝鮮半島の軍事緊張を緩和し、戦争の危険を除去し、非核化を含む恒久的な平和体制を確立するために歩み始めた。11月1日には、朝鮮国連軍司令部を協同して、板門店の共同警備区域(CSA)における非武装帯の建設が完了した。いっぽう、米朝首脳は、平和と繁栄のための新しい関係を築き、朝鮮半島に永続的で安定した平和体制を建設するという共通目標に合意した。そして、米国は北朝鮮に安全の保証を約束し、北朝鮮は朝鮮半島の完全な非核化を約束した。

最新記事をメールで購読するには、メールアドレスを入力し、「Subscribe」をクリックしてください。

Email address: Submit

このブログを検索 検索

フォローアップ

▼ 2018 (2)

▼ 11月 2018 (2)

▼ 11月 14 (1)

監視報告 No.1

▶ 11月 13 (1)

1. 外務大臣への要請

2018年11月8日、現在進行中の外交過程を好転させるために、日本政府が今なすべきこと4項目を要請するため、ピースデポは外務大臣への要請行動を行った。外務省は、アジア大洋州局石川浩司審議官と同局北東アジア第2課戸田卓志主査が対応した。やりとりの中で、ピースデポが「<非核化>だけではなく、同時に<安全の保証

今号の内容

監視プロジェクト始まる

<資料>非核化合意履行・監視報告No.1(抜粋)

INF全廃条約の履行の検証を

内藤雅義

<資料>INF全廃条約(抜粋訳)

[連載]いま語る-84

中川 茂さん(横須賀・よろずピースBAND)

>の約束も進めなければならないという認識を日本政府はもっているか」と念押し質問をしたのに対し、「持っている」という石川審議官が

らの回答を得たことは一つの収穫であった。
以下に要請書の全文を掲載する。

2018年11月8日

外務大臣 河野太郎様

朝鮮半島及び北東アジアの平和と非核化に関わる要請

2018年4月16日に私たちが、朝鮮半島の平和・非核化について要請して以来、関係国間の対話が始まり、情勢は急速に好転しました。4月27日に南北首脳会談が開かれ、板門店宣言が出されました。6月12日にはシンガポールにおいて歴史上初めての米朝首脳会談が開かれ、共同首脳声明が出されました。

韓国と北朝鮮は、それ以後も9月19日の首脳会談による「9月平壤宣言」をはじめ、板門店宣言の履行のための努力を積み重ねています。しかし一方で、米国と北朝鮮によるシンガポール合

意の履行は順調には進んでいません。

私たちは、北東アジアに新しい平和な国際秩序を形成するために、千載一遇のチャンスとも言われる今回の機会を、国際社会は逸してはならないと思います。日本にとってもまた、安倍首相が臨時国会の所信表明演説で述べておられる通り、戦後が「置き去りとなった」北東アジアを転換し「北朝鮮との国交正常化をめざす」チャンスです。

日本政府の努力によってこの機会をぜひとも有効に活かして頂きたく、別紙のように要請する次第です。

NPO法人ピースデポ共同代表 山中悦子

湯浅一郎

特別顧問 梅林宏道

要請書

北東アジアの非核化・平和へ 日本の積極的関与を要請します

2018年11月8日 NPO法人 ピースデポ

2018年4月16日に私たちが、朝鮮半島の平和・非核化について要請して以来、関係国間の対話が始まり、情勢は急速に好転しました。4月27日に韓国の文在寅大統領と朝鮮民主主義人民共和国(DPRK、あるいは北朝鮮)の金正恩国務委員長の首脳会談が開かれ、板門店宣言が出されました。6月12日にはトランプ米大統領と金正恩国務委員長がシンガポールにおいて歴史上初めての米朝首脳会談を行い、共同声明が出されました。

2つの首脳会談と共同声明によって、朝鮮半島における核戦争の危機が回避され、新しい対話と交渉の時代が到来しました。私たちはこの変化を心から喜んでいきます。

韓国と北朝鮮は、それ以後も9月19日の首脳会談による「9月平壤宣言」をはじめ、板門店宣言の履行のための努力を積み重ねています。とりわけ非武装地帯近辺の緊張緩和措置が進み、朝鮮国連軍司令部も協力して、11月1日から板門店の共同警備区域では新しい非武装の警備体制に入りました。

一方で、米国と北朝鮮によるシンガポール合意の履行は順調には進んでいません。これまでのところ、米国と北朝鮮はそれぞれの善意を示すために、一方的措置を行ってきました。北朝鮮は、核実験、弾道ミサイル発射実験の中止を宣言し、核実験場の坑道爆破を伴う解

体を行い、東倉里ミサイル発射場における一部施設の解体を行いました。解体については外国専門家の検証の受け入れも表明されています。米国は大型の米韓合同軍事演習の中止を継続しています。しかし、北朝鮮が強く要請している朝鮮戦争の終結宣言について、米国は積極的な反応をしていません。

この経過の中で、私たちがもっとも懸念するのは、第一に今後の交渉の進め方について、米朝の間にどのような一致点があるのかが極めてはっきりしない点です。第二に、南北が板門店宣言を積極的に履行しようとしても、米朝合意が前進しなければ行き詰まってしまうことが明らかなことです。板門店宣言の履行には、朝鮮戦争の終結と平和体制の構築や、南北経済協力を可能にする北朝鮮への経済制裁の段階的解除などが不可欠だからです。

私たちは、北東アジアに新しい平和な国際秩序を形成するために、千載一遇のチャンスとも言える今回の機会を、国際社会は逸してはならないと思います。安倍首相が10月24日の臨時国会冒頭における所信表明演説において述べている通り、日本にとってもまた、戦後が「置き去りとなった」北東アジアを転換し、「北朝鮮との国交正常化をめざす」チャンスです。そのため、現局面における上記のような懸念を克服するために、日本

政府に対して以下の4点を要請致します。

(1) 日本政府が南北の板門店宣言とシンガポールにおける米朝首脳共同声明を心から支持し、その実現のために協力するという明確な意思表示を行って下さい。この点に関して日本の立場が未だ国際社会において極めて曖昧です。

安倍首相は、上記の所信表明演説において「歴史的な米朝首脳会談」に言及しましたが、板門店宣言には言及しませんでした。9月26日の安倍首相の国連総会演説では、2つの首脳宣言にはともに言及せず、北朝鮮に対して一方的に拉致、核・ミサイルの解決を要求しました。11月1日に国連総会第1委員会において採択された日本がリードする総会決議案(いわゆる「核軍縮日本決議」)においては、前文において両首脳会談に言及してそれらを歓迎しましたが(前文14節)、主文において極めて異常な形で北朝鮮を「もっとも強い言葉で非難」しました(主文28節)。それは、北朝鮮がすでに明確に中止を発表した、過去の「核実験と弾道ミサイル技術を用いた発射」に対する非難でした。昨年と同じ決議が総会で採択されたのが12月12日でしたから、北朝鮮は今年の決議が対象とする過去1年に一度も核実験も弾道ミサイル実験も行っていない。さらに今後も行わないことを誓って、国際社会が今日の好ましい情勢を歓迎しているなかで、日本は「もっとも強い言葉で北朝鮮を非難することをリードしたのです。北朝鮮はこの中に日本の真意を読み取ったとしても不思議ではありません。

日本政府がこの好機をどう活かそうとしているのか、その首尾一貫した姿勢を国際社会に明確に伝える必要があります。現状では、北朝鮮に対する冷静を欠いた批判的態度が際立っています。過去の北朝鮮の非難すべき核・ミサイル実験を忘れてはならないことはもちろんです。それを踏まえたうえで、私たちは、新しい北東アジア秩序形成への転換の可能性を秘めている現在の契機を活かそうとする、日本の積極姿勢の表明を求めます。

(2) 米朝首脳共同声明が「米国による安全の保証の供与」と「北朝鮮による朝鮮半島の非核化の責務」という相互の約束を基礎に成り立っていることを日本政府の基本認識として下さい。この認識が、今日の流れを後戻りさせないために、全ての国に求められる立脚点であると考えます。日本政府に見られる安保理決議を根拠に北朝鮮にのみ非核化を迫る方法は、この流れに即さなくなっています。

今年の国連総会演説において、安倍首相は「昨年この場所から、拉致、核・ミサイルの解決を北朝鮮に強く促し、国連安保理決議の完全な履行を訴えた私は、北朝鮮の変化に最大の関心を抱いています」と述べました。前述した国連総会における日本決議においても、北朝鮮を強く非難したのち「関連する安保理決議の完全な順守」を要求しています。同様な日本政府の論調に私たちはしばしば接します。しかし、安保理決議を根拠に北朝

鮮に非核化を迫る方法は、国際社会の今日の努力の方向に即した方法ではなくなっていると私たちは考えます。

今日に至る好ましい具体的な変化は、平壤から帰国した韓国大統領特使団が、2018年3月6日に金正恩国務委員長の「北に対する軍事的脅威が解消され、北の体制の安全が保証されるなら、核を保有する理由がない」という言葉を伝えたことから始まりました。北朝鮮のその考えは、過去の言動からも推定されてきたことであり、その後も繰り返し表明されてきました。それが、「安全の保証」と「非核化」を盛り込んだ米朝首脳共同声明を生み、今日における朝鮮半島の非核化のプロセスのルールとして敷かれたと考えることができます。いわば、国際社会は、安保理決議の履行を現実化するためにこそ、現実的な新しい対話と交渉の道を歩み始めているのだと思います。

日本政府が、このような新しい現実認識に立脚した朝鮮半島政策に取り組むことを求めます。

(3) 今後の朝鮮半島の非核化交渉の進め方について、相互不信を一步一步乗り越えながら前進するために、それぞれの国が達成すべき大枠のベンチマークを確認したうえで、段階的かつ同時行動をとるという方法論を主導するよう、日本政府に要請します。

報道によると、米国は朝鮮戦争の終結宣言と引き換えに、北朝鮮の核兵器計画の包括的リストの申告を要求していると伝えられます。これは現在の相互不信の関係の中では非現実的な要求であると考えられます。ひとたび申告がなされたときには直ちにその信憑性が問題となり、それ以後、真偽の検証という、強い相互不信のなかでは極めて困難で成果の乏しい過程に突入すると予想せざるを得ません。このアプローチよりは、例えば、次のようなベンチマークを設定することに先ず合意し、そのベンチマークごとに各国が具体的な措置を相互にとる方法論がより適切であると考えます。

①北朝鮮:存在が知られている核兵器・中長距離ミサイルと関連施設の凍結。

米韓:朝鮮戦争の終結宣言と大型米韓合同演習の中止の継続。

②北朝鮮:凍結施設の無能力化と査察の受け入れ。

米韓:韓国の核関連施設と米軍基地への査察受け入れと経済制裁の一部解除。

③北朝鮮:保有核兵器とプルトニウム・濃縮ウランの保有量の申告、ワシントン北朝鮮連絡事務所の設置。

米韓:平和・不可侵協定交渉開始、平壤米国連絡事務所の設置、経済制裁のさらなる一部解除。

④北朝鮮:核兵器計画の包括的リストの提出と要求個所への査察受け入れ。

米韓:平和協定の締結、経済制裁のさらなる解除。

⑤北朝鮮:国際的監視下の核兵器・中長距離ミサイル・兵器用核物質生産施設の解体の開始、ワシントン北朝鮮大使館設置。

米韓:平壤米大使館設置、経済制裁の完全解除。

これはあくまでも一例であり、かつ米国、韓国、北朝鮮を関係国として限定したものです。実際には、「安全の保証」問題は3か国を越えた関係国を必要とするし、次項で述べるように、北東アジア非核兵器地帯という枠組みでの議論に発展する可能性があります。

(4) 安定的な朝鮮半島の非核化は、日本も参加した北東アジア非核兵器地帯を形成することによって達成されます。これを提案することによって、日本は北東アジアの新秩序形成に大きく貢献することができます。唯一の戦争被爆国である日本が、世界的な核軍縮に貢献するためにも、この好機にこそ北東アジア非核兵器地帯設立を提案することを求めます。

2つの首脳宣言を基礎にして、「朝鮮半島の非核化」と「安全の保証」が、検証可能で不可逆的な形で実現した形は、朝鮮半島非核兵器地帯が国際条約によって確立した形であると理解することができます。ところが、韓国に対する米国の「核の傘」(拡大核抑止力)は、北朝鮮に対してのみならずロシアや中国に対する傘でもあったことを考えると、朝鮮半島非核兵器地帯への安全の保証は、ロシアや中国も参加する形になると思われま

す。したがって、この非核兵器地帯の構成国は米、韓、朝、中、口の5か国となり、6か国協議参加国から日本のみ除外された形になります。これは、①在韓米軍が検証対象になるにもかかわらず、一体運用が可能な在日米軍が対象から外れる、②とりわけ非核化された南北朝鮮が懸念する日本の核武装問題が放置される、③非核兵器地帯機構が核を越えてこの地域の安全保障問題を話し合う場へと発展する可能性を封じるなど、弱点の多い不安定なものになります。

日本は積極的に日本が参加する6か国非核兵器地帯を提案すべき時です。そうすることによって、この地域の安定的国際秩序の形成に大きく貢献することができます。また、拡大核抑止力依存の安保政策から脱却して、唯一の戦争被爆国としての使命である世界的核軍縮への指導力を強めることができます。——以上

*今回のテーマに関連して、ピースデポでは別紙のような「北東アジア非核兵器地帯へ:朝鮮半島非核化合意の公正な履行に関する市民の監視活動」(略称:非核化合意履行・監視プロジェクト)を立ち上げました。ご参考までにご報告致します。

2. 監視プロジェクト

プロジェクト「北東アジア非核兵器地帯へ:朝鮮半島非核化合意の公正な履行に関する市民の監視活動」(略称:非核化合意履行・監視プロジェクト)が、11月14日に監視報告NO.1を発行して、いよいよスタートした。その趣旨と監視報告No.1を以下に掲載する。

NPO法人ピースデポ・プロジェクト
北東アジア非核兵器地帯へ:
朝鮮半島非核化合意の公正な履行に関
する市民の監視活動
(略称:非核化合意履行・監視プロジェクト)

趣旨

韓国と朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)は、南北首脳会談における板門店宣言(2018年4月27日)において、朝鮮半島の軍事的緊張を緩和し、戦争の危険を除き、非核化を含む恒久的平和体制を確立するために協力し合うことに合意した。米朝両国は、シンガポール首脳会談における共同声明(同年6月12日)において、平和と繁栄のための新しい米朝関係を築き朝鮮半島に永続的で安定した平和体制を建設するという共通目標を打ち立てた。そして、米国は北朝鮮に安全の保証を約束し、北朝鮮は朝鮮半島の完全な非核化を約束した。



左側手前からピースデポ山中悦子共同代表、同梅林宏道特別顧問、右手前から外務省アジア大洋州局石川浩司審議官、同北東アジア第2課戸田卓志主査(2018年11月8日、外務省)

2つの首脳合意は、核戦争の瀬戸際にあった北東アジアの国際情勢を一変させた。いま、私たちは南北と米朝の間に対話の継続を目撃している。これは、歴史的な変化である。北東アジアには、第2次世界大戦の終戦と冷戦の終結という大きな歴史の変化をくぐった今も、過去に作られた異常な関係が続いてきた。70年を超えて日本の植民地支配が公的に清算されず、65年を超えて朝鮮戦争が正式に終結していない。

この歴史を克服する千載一遇のチャンスが、今訪れている。私たちはこの機会を何とかして活かしたい。そのためには、長年の不信を克服しながら、2つの首脳合意が誠実に履行されるよう、忍耐強い関係国の外交努力が必要だ。

この努力の過程において、とりわけ日本、韓国、米国の市民社会の果たすべき役割が極めて大きいと私たちは考える。外交努力の進展を注意深く監視しつつ、民主主義国の政府に対して、このチャンスの重要性を訴え、過去の朝鮮半島非核化交渉に関する正しい理解とそこから得られる教訓を生かすことを求める必要がある。また、長い非正常な歴史の間で培われ、市民社会に根を張っている不信感や誤った認識を克服することは、議会や自治体やメディアを含む市民社会全体に課せられた課題だ。

NPO法人ピースデポでは、このような趣旨から、首脳合意履行の外交過程を追跡する、この監視活動プロジェクトを立ち上げた。日、韓、米のNGOの共同プロジェクトとすることも考えたが、この監視プロジェクトに関しては、それぞれの国の置かれている政治状況の違い、市民社会を取り巻く歴史的背景の違いを考慮すると、それぞれの国の市民社会が、自国の政府や市民社会に対して訴え、そのうえで相互に緊密に連絡を取り合う形がより効果的であると考えられる。とりわけ、被爆国日本においては、朝鮮半島の非核化の課題は、日本自身の真の非核化、そして日本を含めた北東アジア非核兵器地帯の設立という課題と切り離すことができない。そこで、同様な取り組みを行う韓国、米国のNGOと情報交換しつつ、それぞれが独立の取り組みを行う方法を選んだ。

<資料>

北東アジア非核兵器地帯へ：朝鮮半島非核化合意の公正な履行に関する市民の監視活動

非核化合意履行・監視報告

No.1 (抜粋) 2018年11月14日

発行：NPO法人ピースデポ「非核化合意履行・監視プロジェクト」

S はじめに

この「監視報告」は、NPO法人ピースデポによるプロジェクト「北東アジア非核兵器地帯へ朝鮮半島非核化合意の公正な履行に関する市民の監視活動」(略称：非核化合意履行・監視プロジェクト)が発行する不定期刊行物である。概ね3週間に1回発行される。予約者にメールマガジンとして発信されると同時に、下記ウェブサイトに掲載される。

<https://nonukes-northeast-asia-peacecedepot.blogspot.com/>
(略)

S 日本政府の対北朝鮮政策：強硬姿勢から日和見姿勢に

南北首脳による板門店宣言(2018年4月27日)とシンガポールにおいて出された米朝首脳共同声明(2018年6月12日)以後、安倍政権の対北朝鮮

政策が、従来の敵視と思われるほど強硬な姿勢から、軟化しつつあることは事実である。しかし、明確に対話の姿勢に転じているとは言い難い。日和見姿勢という表現が現在の安倍政権の姿勢を表す言葉としてもっとも近いであろう。

昨年9月20日の国連総会演説における安倍首相の強硬姿勢は際立っていた。彼は演説のほぼすべてを北朝鮮批判に費やした。「対話とは、北朝鮮にとって、我々を欺き、時間を稼ぐため、むしろ最良の手段だった」「必要なのは、対話ではない。圧力なので」と述べた。2018年1月22日、通常国会冒頭の施政方針演説で、安倍首相は北朝鮮の脅威を強調し、違憲論争を巻き起こしながらも強硬に成立させた2015年9月の安保法制の正当性を強調するために、この脅威

を利用した。「北朝鮮の核・ミサイル開発は、これまでにない重大かつ差し迫った脅威であり、我が国を取り巻く安全保障環境は、戦後、最も厳しい」と述べ、「3年前、私たちは平和安全法制を成立させました。北朝鮮情勢が緊迫する中、自衛隊は初めて米艦艇と航空機の防護の任務にあたりました」と、2015年安保法制が北朝鮮に対抗するために役立っていると指摘した。

今年の国連総会における安倍首相の演説(9月25日)は、北朝鮮問題に数行を費やしただけであった。さすがに北朝鮮への強硬姿勢は示さなかったが、上から目線の姿勢を崩さなかった。「北朝鮮の変化に最大の関心を抱いています」と述べ「いまや、北朝鮮は、歴史的好機を、つかめるか、否かの岐路にある」と述べた。そし

活動

1. 監視レポートの刊行
日本語版が先行し、続いて韓国語訳、英語訳を発行。
不定期。3週間に1回程度。A4数ページ
ブログと同時にメール・マガジンで発信
2. 日本政府をはじめ関係国への要請
3. 市民セミナーの開催
4. 米国及び韓国のNGOと協力した国際ワークショップやシンポジウムの開催

チームと人員

プロジェクト・チーム 森山拓也、平井夏苗、梅林宏道*、湯浅一郎、前川大、金マリア(韓)、パティ・ウィリス(カナダ) (*チームリーダー)

協力 韓国：参与連帯(PSPD)

平和ネットワーク

米国：ピース・アクション

西部諸州法律財団

助言 北東アジアの平和と安全保障に関するパネル(PSNA)(共同議長：マイケル・ハメル-グリーン(豪)、ピーター・ヘイズ(米)、文正仁(韓)、朝長万左男(日))

財政

初期はピースデポの財政で賄う。
国内外で助成金の獲得を目指す。

て、「拉致、核・ミサイル問題の先に、不幸な過去を清算し、国交正常化を目指す日本の方針は変わりません」と明言し、拉致、核・ミサイル問題の解決が先行しなければ、国交正常化の話は始まらないという、従来の姿勢を崩さなかった。

しかし、朝鮮半島情勢の変化に日本が取り残されつつあることが、多くの国民の目にも明らかになりつつある。その結果、安倍首相は国連演説から約1か月後の10月24日、内閣改造後の臨時国会における所信表明演説では、演説のトーンを変化させた。「6月の歴史的な米朝首脳会談によって、北朝鮮をめぐる情勢は、大きく動き出しています。この流れに更なる弾みをつけ、日米、日米韓の結束の下、国際社会と連携しながら、朝鮮半島の完全な非核化を目指します。

次は、私自身が金正恩(キムジョンウン)委員長と向き合わなければならない。最重要課題である拉致問題について、ご家族もご高齢となる中、一日も早い解決に向け、あらゆるチャンスを逃さないとの決意で臨みます。相互不信の殻を破り、拉致、核、ミサイルの問題を解決し、不幸な過去を清算して、北朝鮮との国交正常化を目指します。」

このように、安倍首相は金正恩との首脳会談に臨みたい希望を表明するとともに、相互不信の殻を破るとの決意を述べた。そして、前後の順序の注文を付けずに、拉致、核、ミサイルの問題、過去の清算、国交正常化を列記した。これは、従来の硬直した姿勢から変化の兆しを見せたことを意味するだろう。

しかし、一方では、安倍政権は、北朝鮮への異常な攻撃姿勢を国際的な場で継続している。

2018年11月2日、国連総会第1委員会では、日本がリードしている核軍縮に関する総会決議案「核兵器の全面的廃棄へむけた新たな決意のもとでの結束した行動」(A/C.1/73/L.54) [注3]が採択された。

(略)

北朝鮮の米国、韓国に対する言葉は柔軟になっているが、日本に対しては厳しい言葉が続いていると、日本国内のみならず国際的にも一般的に受け取られている。拉致問題についての日本の強い姿勢がそうさせていると理解されがちであるが、実際には安倍政権の上述のような偏った姿勢によるところが大きいである

う。

S 米朝交渉の方法論にどこまでの一致があるか?方法論の透明性を上げることが、非核化プロセスの安定性を向上させる。

現在の米朝交渉につきまとう大きな不安要素の一つは、6月12日のシンガポール合意を履行する方法論について、米朝間がどこまで合意しているのかが極めて不明確なことであろう。このことに起因して、最近の米朝交渉の先行きは不透明さを増している。

方法論に関する北朝鮮の主張は首脳会談以前から明確であった。首脳会談の翌日である6月13日の朝鮮中央通信は、「金正恩とトランプは、朝鮮半島の平和と安定と非核化を達成する際に、段階的かつ同時行動の原則を守ることが重要であるとの趣旨における認識を共有した」と記した [注4]。この記事から、北朝鮮がかねてからの主張である「段階的かつ同時行動の原則」を主張したことは間違いなく確認できる。しかし、この「趣旨における認識」を米国と共有したと書かれている点は、希望的観測を述べることによって、米国から同意を引き出す意図が込められたものと考えられる。トランプ大統領はシンガポール会談直後に長い記者会見を行ったが、その中に北朝鮮と同じ趣旨の認識をしたことを示唆する内容を見出すことはできない。当時のポンペオ国務長官の発言においても同様である。

その曖昧さは、とりわけ経済制裁の段階的解除について両者の認識の隔たりとして最近表面化している。同じ6月13日の朝鮮中央通信は、金正恩国務委員長がサミットで「(トランプは)北朝鮮に対する経済制裁を、対話と交渉を通して相互の関係の改善が進むとともに解除するつもりである」と理解したと述べている [注5]。しかし、会談後の記者会談でトランプ大統領は、「核がもはや問題でなくなったら解除する」「今は続ける」「実際には、ある時点になると解除したいと思っている」などと極めてあいまいな言葉で回答した。実際には、金委員長との不一致を知ったうえで、それを表面化させない言葉遣いを選んだというのが真実であろう。

経済制裁の解除に関する米国の立場は、その後、「段階的解除を示唆しない」という点において一貫している。しかし、段階的解除を否定する

発言もしてない。9月25日、トランプ米大統領は国連総会演説において「私は、やるべきことは、まだたくさん残っているが、金委員長の勇気とこれまでの措置について彼に感謝したい。非核化が達成されるまでは、制裁は継続されるだろう」と述べた [注6]。このように、「非核化が達成されるまで制裁が続く」というのが、米国のこの件に関する典型的な表現である。しかし、「非核化の達成」という言葉も「制裁が続く」という言葉も曖昧である。ある段階の非核化が達成したときに一部の制裁が解除されるが、完全な非核化が達成するまでは制裁が完全に解除されることはない、という方針とこの言葉は矛盾しない。しかし、この言葉によって制裁解除のハードルを高くすることができる。

このような術策を弄することは、交渉全体に悪影響を生むリスクが大きい。米国もDPRKも交渉の視界をよくするための努力をするのが賢明であろう。NGOピースデポは以下のような5段階のベンチマークを設定することによって交渉プロセスの予見可能性を高めることを提案している。ピースデポは、11月8日、日本政府がこのような考え方を検討して関係国に働きかけるよう、外務省の高官に面会して要請した。要請は多岐にわたるが、その部分を以下に引用しておく [注7]。

(略)

注3 http://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/C.1/73/L.54 (英文)

注4 <http://www.kcna.co.jp/index-e.htm> から日付で検索できる。

日本語抜粋訳:

<http://www.peacedepot.org/document/us-dprk-summit/>

注5 注4と同じ。

注6 <https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/remarks-president-trump-73rd-session-United-Nations-General-Assembly-New-York-NY/> (英文)

日本語抜粋訳:<http://www.peacedepot.org/document/trump-73rd-un-ga/>

注7 <http://www.peacedepot.org/statement/2471/>

(注の番号は元資料のまま)

核軍縮の流れを後退させてはならない 求められるINF全廃条約の

履行の検証

内藤雅義

去る10月20日、アメリカのトランプ大統領は、中距離核戦力(以下、INF)全廃条約の破棄、すなわち脱退する意向を表明した。

INF全廃条約は、1987年12月8日にレーガン米大統領とゴルバチョフ・ソ連共産党書記長との間で調印された中距離(1000ないし5500km)、準中距離(500ないし1000km)の地上発射型の弾道ミサイル、巡航ミサイル(その発射基、これに関連する支援構造物、支援装置を含む)を全廃するという核軍縮へ向けた画期的な条約である(8ページ資料に抜粋)。これらの生産、所有、実験の禁止、廃棄、査察を規定している。禁止されるのは、核兵器に限らず、地上発射型の中距離ないし準中距離のミサイル及びその関連装置である。前文には「核戦争が全ての人類に壊滅的な結果をもたらすこと」の認識と、核拡散防止条約第6条の核軍縮義務が規定されていることから明らかな通り、核軍縮が主要目的である。ただし、地上発射型以外の空中発射や海中発射型ミサイルは禁止されておらず、これらのミサイルの開発のための地上実験は許されている。

INFの成立経過と歴史的意義

70年代後半、ソ連は中距離弾道ミサイルSS20を東ヨーロッパに配備した。それに続いて、アフガニスタン侵攻(1979年)があり、1980年には、ポーランドで「連帯」が生まれる等、ヨーロッパでは緊張が高まった。これに対しアメリカがパーシングⅡ等のヨーロッパ配備を決めた。これによりヨーロッパが核戦場となるおそれが生まれ、欧州では反核運動が大きく盛り上がった。これに押される形で米ソ会談が始まった。当時、アメリカのレーガン政権は、スター・ウォーズ計画を推進し「力による平和」を標榜していた。これに対し、ソ連では1985年にゴルバチョフが共産党書記長に就任し、新たなソ連像を模索していた。こうした経過を経て1986年10月、核軍縮の大きな転換点となる米ソ首脳によるレイキャビク会談が行われ、それが翌年12月のINF全廃条約につながったものである。条約前文に記載されている通り、核戦争の危機を出發

点としているが、その背景に1986年4月のチェルノブイリ原発事故があるとも言われている。

このINF全廃条約をきっかけに、STARTⅠ、Ⅱといった核軍縮条約が結ばれ、INF全廃条約は米ソ(露)の核軍縮のみならず、緊張緩和(デタント)に向かう転換点となったという大きな意義を有している。

INF廃棄の動きの背景

近年、クリミア・ウクライナ問題、中東(シリア等)問題等、米ロの対立が強まっている。トランプ政権誕生前から、ロシアはSSC-8と言われるINFに違反する地上発射型の巡航ミサイルを配備したと言われている(ロシアは、違反はないとする)。アメリカはオバマ政権当時から、この巡航ミサイルがINF全廃条約に違反するものであると批判していた。トランプ政権となり、ロシアのINF違反を理由とするアメリカのINF離脱論が強まっていた。さらに、これにはロシアとの関係だけではなく、中国との問題も絡んでいると言われる。すなわち、INF全廃条約は米ロの二国間条約であり、中国は当事国ではないために中国は中距離ミサイル配備について条約による制約を受けない。米ロは条約による規制を受けることから、アメリカのINF破棄論者は、このような状態には、納得できないとする。武器産業からの圧力も大きいだろう。トランプ政権の自国中心主義やボルトン氏等、対外強行派がそれを後押ししている。

条約破棄の危険性

レーガンの「力の平和」戦略がその後のレイキャビク会談やデタントをもたらしたのであり、リスクをかけた力のディールこそが中国をも巻き込んで真の解決をもたらすことにつながると主張する者もいる。トランプ大統領もそのような発想なのかもしれない。イランとの核合意の破棄も全く同様な発想に基づいているように思われる。

過去には、2001年末のブッシュ政権によるABM条約の破棄がある。ABM条約が相互確認破壊(MAD)戦略の裏打ち条約であり、その意味

で条約の破棄が当時は米口の決定的な対立要因とはならなかったかもしれない。しかし、アメリカのミサイル防衛システム構築などを通じて、ABM条約破棄が米口の相互不信の基礎にある。今回のINFの破棄は、INF全廃条約が米ソ(口)関係の歴史的転換であっただけに、その影響は、ABM条約破棄の比ではない。2021年に期限を迎える新START後のありかたにも波及するであろう。今回のINFからの米国の離脱は、条約の破棄につながる。トランプ政権は「力による平和」政策を推進し、小型核兵器の開発を通じて、抑止から先制攻撃戦略へと進む可能性が少なくない。ロシアや中国もそれに対応しようとするだろう。これでは再度の冷戦(核軍拡競争)に進む可能性が大きい。核問題については、リスクをかけるという発想を絶対にしてはならない。まず、条約13条の特別検証委員会などを通じ、条約の履

行を検証するための議論をすべきである。

もう一度、INF全廃条約の前文「核戦争が全ての人類に壊滅的な結果をもたらすこと」の意味を思い返すべきであり、それは核兵器禁止条約が採択調印された基礎認識でもある。河野外相は、記者会見¹で「INF全廃条約が核軍縮、軍備管理に果たしてきた役割は非常に大きいものがある」との考えを示している。そうであれば、アメリカに対して、INFから脱退しないよう働きかけるべきである。そして核兵器禁止条約の発効へ向けた努力が国際的に進められている中で、核軍縮の流れを逆行させないために、NGOもまた関心を持っていくべきである。

ないう・まさよし
日本反核法律家協会

注

1 「河野外務大臣会見記録」(2018年10月23日)。

<資料>

INF全廃条約(中距離及び準中距離ミサイルの廃棄に関するアメリカ合衆国とソビエト社会主義共和国連邦との間の条約)(抜粋訳)

1987年12月8日

(前略)

アメリカ合衆国及びソビエト社会主義共和国連邦は、

核戦争がすべての人類に壊滅的な結果をもたらすことを認識し、

戦略的安定性を強化するという目的に導かれ、

本条約に規定された諸措置が、戦争勃発の危険を減少し国際の平和と安全を強化するのに寄与することを確信し、ならびに

核兵器の不拡散に関する条約の第6条の下における義務に留意し、

以下の通り協定した。

第1条[基本的義務] 各締約国は、本条約ならびにその不可分の一部を構成する了解覚書及び議定書の規定に従い、中距離及び準中距離ミサイルを廃棄し、その後そのようなシステムを所有せず、ならびに本条約に規定されたその他の義務を履行する。

(中略)

第4条[中距離ミサイルの廃棄] 各締約国は、すべての中距離ミサイル(※射程能力が1000km-5500kmの地上発射弾道ミサイル(GLBM)または地上発射巡航ミサイル(GLCM))及びそのようなミサイルの発射基、ならびにそのようなミサイル及び発射基に関連し了解覚書の中に表示された種類のすべての支援構造物及び支援装置を廃棄し、その結果、本条約発効後3年以内に及びそれ以降、いずれの締約国

もいかなるそのようなミサイル、発射基、支援構造物または支援装置をも所有しない。

第5条[準中距離ミサイルの廃棄] 各締約国は、すべての準中距離ミサイル(※射程能力が500km-1000kmのGLBMまたはGLCM)及びそのようなミサイルの発射基、ならびにそのようなミサイル及び発射基に関連し了解覚書の中に表示された種類のすべての支援構造物及び支援装置を廃棄し、その結果、本条約発効後18カ月以内に及びそれ以降、いずれの締約国もいかなるそのようなミサイル、発射基、支援構造物または支援装置をも所有しない。

第6条[生産・飛行実験の禁止]

1. 本条約の発効時及びそれ以降、いずれの締約国も、

(a)いかなる中距離ミサイルをも生産または飛行実験してはならず、そのようなミサイルのいかなる段もしくはそのようなミサイルのいかなる発射基をも生産してはならない。

(b)いかなる準中距離ミサイルをも生産または飛行実験してはならず、そのようなミサイルのいかなる段もしくはそのようなミサイルのいかなる発射基をも生産してはならない。

第7条[計算の基準]

(中略) 11. 地上基地様式で用いられるミサイルではない弾道ミサイルは、実験目的のためにのみ用いられかつGLBM発射基と区別しうる固定式地上基地発射基から実験場でそれが実験発射される場合には、GLBMであるとはみなされない。地上基地様式で用いられるミサイルではない巡航ミサイルは、実験目的のためにのみ用いられかつGLCM発射基と区別しうる固定

式地上基地発射基から実験場でそれが実験発射される場合には、GLCMとはみなされない。

(中略)

第10条[廃棄の方法] 各締約国は、廃棄に関する議定書に規定された手続きに従い、中距離及び準中距離ミサイル、そのようなミサイルの発射基、ならびにそのようなミサイル及び発射基に関連する支援構造物及び支援装置を廃棄する。

第11条[現地査察] 本条約の規定の遵守の検証を確保するため、各締約国は現地査察を行う権利を有する。

(中略)

第13条[特別検証委員会]

1. 本条約の規定の目的及びその履行を促進するため、締約国はここに「特別検証委員会」を設置する。締約国は、いずれかの締約国が要求する場合には以下のために特別検証委員会の枠内で会合することに合意する。

(中略)

第15条[期限・脱退]

1. 本条約の期限は無制限とする。

2. 各締約国は、本条約の対象である事項に関連する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしているとき、その主権の行使として、本条約から脱退する権利を有する。その締約国は、本条約から脱退する6か月前に自国の決定を他の締約国に通知する。その通知には、通告する締約国が自国の至高の利益を危うくしていると認める異常な事態についての記載を含まなければならない。

(後略)

出典:藤田久一・浅田正彦編(1997)『軍縮条約・資料集』(第2版)有信堂

「反基地運動」の のいらぬ街 ヨコスカを 目指して



中川 茂さん
横須賀・よろずピースBAND

私は生まれてからずっと横須賀に住んでいます。横須賀への愛と、街が平和になってほしいという願いから、20年ぐらい前から横須賀の市民運動に参加しています。この街の基地から出撃して行った人たちが亡くなったり、人を殺したりすることには耐えられません。

母の影響で平和というものには幼い頃から自然と関心を持つようになっていました。母は元教員で、平和についての話をよくしてくれました。私も元中学校教員で、三浦半島地区教職員組合では平和運動関連の担当でした。その時市民運動と交流があり、非核市民宣言運動・ヨコスカの活動に私も参加するようになりました。

1982年から始まった非核市民宣言運動・ヨコスカは毎月最後の日曜日に月例デモを行っており、去年9月に500回を超えました。このデモでは、よろずピースBAND（よろずピー）が歌と演奏で平和、反基地、反原発、核廃絶などを訴えています。歌うのが好きな私は「よろずピー」のボーカルを担当しています。デモは海上自衛隊の艦船や米軍の艦船が見える海辺の公園から出発して、海自総監部前、米軍基地正面ゲート前の2か所でアピールし、繁華街、横須賀中央駅前を通って解散というコースです。

10月には米軍退役軍人が立ち上げた反戦団体「ベテランズ・フォー・ピース」から元米兵2人と元自衛官の方が参加し、自衛隊の総監部前で現役の自衛官に向けてアピールしました。

デモにはその時々横須賀を訪問した人が加わってくれます。広島の方とかも。相模原や厚木基地がある大和からは毎回参加してくれる人がいます。よろずピーも大和だけでなく、広島などにも呼ばれて演奏したこともあります。

月例デモに対する市民の反応は、手を振ってくれたりして、結構暖かいです。一般的に、デモを警備する警察官はデモ側を規制することが多いですが、ここでは警察官がデモの外側を向いて交通の安全に気を配ってくれます。「今日の演奏良かったね」と言ってくれる警察官もいたりして、こういうことは

横須賀ならではの感じています。

非核市民宣言運動の他に、今私は、「戦争させない」「基地はいらない」「原子力空母とは暮らせない」など書かれたフリップを持って立つだけの「スタンディング」をしています。きっかけは安保法制。何かしなくてはとの思いから、3年前の8月9日に友人と始めました。最初のうちは気が向いた時、自分の都合のいい時間に都合のいい場所に立つ「気まぐれスタンディング」というのをやっていました。朝6時半に立ったこともあるし、一人だったことも多いです。最初の2か月は毎日立ちました。そのうちだんだんと仲間が増えて、毎日は負担が大きいから毎週金曜日と9のつく日の夕方（夏17時～、冬16時～）に45分間スタンディングしようということになりました。フリップに電飾をつけてみたり、お花見スタンディングといって桜の造花を持ってみたり、七夕の時は通りがかりの人に短冊に平和の願いを書いてもらったり、自分たちも楽しめるように工夫をしながら続けています。最近では趣味の列車旅行で行く先々でも待ち時間にスタンディングをしています。フェイスブックに「全国スタンディング」というグループも立ち上がったので、投稿で場所と時間が共有され、いろいろな人との出会いも生まれています。「いつでもどこでも誰でもスタンディング」、これで青森、秋田、山形に仲間ができました。一人で立っていると話しかけてくれる人が結構いて、知らない人がその場で参加してくれたりして、面白いです。高知では、他のアピールをしていた女子高生たちが声をかけてくれて、一緒にスタンディングをしたこともありました。

横須賀では若い人の参加はなかなかないですが、通りがかりに手振ったり、お辞儀をしてくれたりする人たちはいます。5、6人のスタンディングに声をかける、いっしょに立つというのはちょっと勇気がいると思いますが、やはり若い人に参加してほしいという気持ちはあります。

若い人には「戦争に行くようになってしまっただけで困るよ。戦争で死んではだめだよ」ということを伝えたいです。日本は今、非常にきな臭くなってきていると思います。戦争のほうに向かっている政権に対しては、月並みですが精一杯あがなって、平和な日本、平和な世界を作っていきたいと思っています。今こうして平和のためにスタンディングをしていますが、最終目標としては、スタンディングをしなくてもいい世の中の実現を願っています。

（まとめ：平井夏苗、山中悦子。写真：平井夏苗）

なかがわ しげる

1954年横須賀市生まれ。元中学校教員（社会科、特別支援学級担当）。3年前から「スタンディング」に取り組む。非核市民宣言運動・ヨコスカ、よろずピースBAND、そよかぜバンドに所属。横須賀ピースフェスティバル実行委員。

日誌

2017.10.21~11.5

作成:有銘佑理、平井夏苗

DPRK=朝鮮民主主義人民共和国/INF=中距離核戦力/JSA=共同警備区域/MDL=軍事境界線

- 10月21日 米トランプ政権、INF条約から離脱を表明。
- 10月22日 米国のINF離脱表明に対し、長崎の被爆者5団体が在日米国大使館に抗議文を送る。
- 10月22日 韓国、DPRK、国連軍司令部は板門店での3者会合で、25日までに板門店のJSA内の非武装化に合意。
- 10月22日付 2019年度から防衛省が自衛隊の「サイバー防衛隊」の一部業務を民間に外部委託すると日本経済新聞が報じる。
- 10月23日 文・韓国大統領、閣議決定で「9月平壤共同宣言」と「軍事分野合意書」の批准手続きを終える。
- 10月24日 日米政府、空自新田原基地(宮崎県)に米軍の戦闘機や輸送機などの受け入れ施設を整備することに合意。
- 10月24日 プーチン露大統領、ロシアを対象にした米ミサイル配備に合意した国は反撃を受ける脅威にさらされると警告。
- 10月25日 金炯竜(キム・ヒョンリョン) DPRK国防次官、香山フォーラム(北京)で米朝共同声明を徹底履行すると表明。
- 10月25日 陸自、印陸軍と初の2国間共同訓練を11月1日~14日までインド国内で行うと発表。
- 10月26日 防衛省、米国防総省から日米共同開発の新型迎撃ミサイル「SM3ブロック2A」の迎撃実験の成功の連絡があったと発表。
- 10月27日 四国電力、伊方原発3号機を再稼働。
- 10月28日 韓国国防部、板門店のJSA非武装化措置の確認作業終了と発表。
- 10月29日 日印首脳会談が都内で行われ、日印共同声明に署名。日印外務・防衛閣僚会合(2+2)を設けることで一致。
- 10月29日~31日 防衛省、クラーク国防長官らと日米拡大抑止協議を都内で実施。日米同盟の抑止力強化の意見交換が目的。
- 10月31日 在米陸軍相模総合補給廠(しょう)ミサイル防衛部隊司令部にレーダー部隊と攻撃部隊も加わることが明らかに。

11月末
発売

イアブック「核軍縮・平和2018」 —市民と自治体のために

監修:梅林宏道/編著:NPO法人ピースデポ
A5判 296頁/発行:緑風出版

会員価格1600円
一般価格1900円
(ともに+送料)

【特別記事】朝鮮半島の非核化と日本
トピックス:核兵器禁止条約の成立など
新資料24点!!

- 11月1日 国連総会第一委員会(軍縮)、日本の核兵器廃絶決議案を賛成160、反対4、棄権24で採択。
- 11月1日 朝鮮半島MDL付近で、9月の「板門店宣言の履行に向けた軍事分野合意書」に基づき、「陸海空緩衝区域」が施行。
- 11月3日 海自と米海軍、公開で共同統合演習「キーン・ソード」を実施。
- 11月4日 韓国とDPRK、朝鮮半島DMZ内の計22個の前方監視警戒所の撤収作業を開始。
- 11月5日 米国、イランのミサイル・核開発抑制のため同国への経済制裁を再開。

沖縄

- 10月21日 那覇市長選投票開票。現職の城間幹子氏が再選。7万9,677票獲得。投票率は49.19%。「オール沖縄」に追い風。
- 10月24日 県、国交相へ行政不服審査制度による辺野古埋め立て承認撤回の執行停止は「不適法」とする意見書を送付。
- 10月24日 県議会米軍関係特別委、辺野古県民投票条例案で県政与党が提出した「賛否2択」の修正案を賛成多数で可決。
- 10月26日 辺野古移設の賛否を問う沖縄県民投票条例、県議会でも賛成多数で可決、成立。必要経費5億5,139万円も可決。
- 10月25日 松川宜野湾市長、就任後初めて緑ヶ丘保育園を視察し保護者らと面談。部品落下事故の原因究明など対応迫られる。
- 10月26日 全国の行政法研究者有志110人、国交相へ辺野古承認撤回の執行停止申し立て却下を求め声明を発表。
- 10月26日 琉大・徳田教授、本部港塩川地区からの土砂搬出手続きの不備指摘。市民らとの学習会に約100人が参加。
- 10月26日 沖縄県内の高等教育機関、が敷地・周辺上空の米軍機の飛行中止を求める要請文を日米両政府に送付したと発表。
- 10月27日 沖縄環境ネットワーク結成20周年記念シンポジウム。識者らが米軍基地による環境問題へのアプローチ方法を提言。

- 10月29日 石垣市陸自配備計画。防衛省、年度内に駐屯地建設に着手へ。県アセス改正条例の適用外。近く造成工事の入札公告実施。
- 10月30日 石井国交相、県による辺野古埋め立て承認撤回の効力停止を発表。県、「国地方係争処理委員会」での審査申し出を検討。
- 10月31日 「米軍普天間飛行場の辺野古移設に伴う埋め立ての賛否を問う県民投票条例」公布。来年4月30日までに実施。
- 11月1日 政府、辺野古沿岸部で埋め立て関連工事再開。年内の土砂投入を目指す。
- 11月2日 本部町、辺野古埋め立て用土砂の搬出港とされる本部港塩川地区の使用許可申請不受理。台風被害で使用困難と判断。
- 11月2日 岩屋防衛相、本部港の使用許可申請不受理をめぐり「県から指導されている」と事実誤認の発言。
- 11月4日付 石垣市陸自配備予定地で地権者に無断で測量業務。先月30日に防衛局職員が現場を確認、委託業者のミス認める。
- 11月5日 玉城知事、就任後初の訪米行動へ。11日~15日まで滞在。辺野古移設反対の民意を米国会議関係者・世論に直接訴え。
- 11月5日 サウジアラビアのムハンマド皇太子が同国初となる研究用原子炉の開発プロジェクトを発足したと発表。
- 11月5日 日本原子力発電、東海第2原発(茨城県東海村)の運転延長認可について、7日に議論すると発表。

今号の略語

ABM=対弾道ミサイル
DPRK=朝鮮民主主義人民共和国
INF=中距離核戦力
KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構
NPT=核不拡散条約
START=戦略兵器削減条約

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場
アボリション・ジャパン・メーリングリストに参加を

join-abolition-japan.dlNY@ml.freeml.com にメールを送ってください。本文は不要です。

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらか、またはその両方を選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員: 梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、
平井夏苗<hirai@peacdepot.org>、森山拓也<moriyama@peacdepot.org>、山中悦子<e_yamanaka@nifty.com>

宛名ラベルメッセージについて

●会員番号(6桁): 会員の方に付いています。●「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。●「会費・購読期限」: 会員・購読者の方には日付が入っています。期限を過ぎている方は更新をお願いします。●メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会・購読を歓迎します。



書: 秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

有銘佑理、梅林宏道、清水春乃、田巻一彦、津留佐和子、中村和子、原三枝子、平井夏苗、森山拓也、山中悦子、湯浅一郎(50音順)